

スマイル案内サービス約款

第1条（サービス適用対象）

株式会社KDDIエボルバ（以下「当社」といいます。）は、別紙1の協定事業者が提供する固定回線より電話番号案内を利用するお客様が、次の各号のいずれかに該当するお客様であり、事前に当社指定の方法にてその旨の届け出を行い、届け出た電話番号と暗証番号をオペレーターに申告し電話番号案内を利用するときは、当社が別に定める「電話番号案内（104）サービス約款 第3条（番号案内に係る料金の取扱い）」の規定にかかわらず、その支払いを免除します。

（ア） 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けているお客様をいいます。以下同じとします。）であって、当社が別に定める基準に該当する視覚障害があるお客様又は戦傷病者（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているお客様をいいます。以下同じとします。）であって、障害の程度が当社が別に定める基準に該当する視力の障害があるお客様

（イ） （ア）に規定するお客様のほか、次のいずれかの障害がある身体障害者又は戦傷病者

- ① 身体障害者については、当社が別に定める基準に該当する肢体不自由のうち、上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
- ② 戦傷病者については、当社が別に定める基準に該当する上肢の障害

（ウ） 知的障害者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けているお客様をいいます。以下同じとします。）

（エ） 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているお客様をいいます。以下同じとします。）

第2条（サービス適用に関するその他の条件）

第1条の規定により番号案内料の支払いを免除されたお客様（以下「番号案内料免除者」といいます。）は、次のことを守っていただきます。

(ア) 第一条の(ア)から(エ)に規定する者に該当しなくなった場合、又は住所等あらかじめ申し出られた内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。

(イ) 自己以外の者が不正に番号案内料を免れることができるような措置をとらないこと。

(ウ) その他番号案内料の支払義務の免除に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従っていただくこと。

第3条（規定違反に関する措置）

当社は、番号案内料免除者が第2条の規定に違反した場合には、第1条に規定する番号案内料の支払義務の免除に関する取扱いを取りやめることがあります。この場合において、当社は、あらかじめ免除の取扱いを取りやめる旨及びその理由を番号案内料免除者に通知します。

第4条（その他の取扱い）

番号案内料に関するその他の取扱いについては、当社が別に定める「電話番号案内（104）サービス約款 第3条（番号案内に係る料金の取扱い）」に準ずるものとします。

（注1）第1条の(ア)に規定する当社が別に定める基準に該当する視覚障害は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する視覚障害とし、当社が別に定める基準に該当する視力の障害は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に規定する重度障害の程度が特別項症から第6項症までに該当する視力の障害とします。

（注2）第1条の(イ)の①に規定する当社が別に定める基準に該当する肢体不自由は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害の級別が1級又は2級に該当する肢体不自由とします。

（注3）第1条の(イ)の②に規定する当社が別に定める基準に該当する上肢の障害は、恩給法別表第1号表の2に規定する重度障害の程度が特別項症から第2項症までに該当する上肢の障害とします。

【別紙1】

スマイル案内対象協定事業者一覧

1	KDDI株式会社（※au携帯電話からの利用を除く）
2	株式会社ジュピターテレコム
3	中部テレコミュニケーション株式会社

※au携帯電話をご利用のお客様はKDDI株式会社もしくは沖縄セルラー電話株式会社が提供するスマイルハート割引をご利用下さい。